

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第1回）

日時：平成22年1月22日

場所：総務省第3特別会議室

【丸山公務員課長】 定刻となりました。ただいまから第1回の消防職員の団結権のあり方に関する検討会を開催させていただきます。

初めに委員の皆様をご紹介申し上げます。

まず、本検討会の座長でございますが、お手元に配付の資料1、開催要綱にもありますとおり、座長につきましては小川総務大臣政務官にご就任をいただいております。

【小川座長】 よろしく願いいたします。

【丸山公務員課長】 それでは、小川政務官よりごあいさつを申し上げます。

【小川座長】 改めまして皆様、こんにちは。大変お忙しい中、本日第1回目となります消防職員の団結権のあり方に関する検討会にご参加をいただきましてありがとうございます。また、こうして委員としてご就任のお受けをいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。

大変限られた期間となりますけれども、1つには新政権発足に際しまして、そもそも公務に携わっておられる皆様の労働基本権を回復していくという大きな意思を持って新政権が誕生いたしました。中でも、消防職員の皆様の団結権に関しましては、かねてからILOからの勧告をいただくなど、積年の課題であったことも事実でございます。そういう意味からしますと、非常に歴史的な務めを果たす検討会がスタートしたということでございまして、皆様のいろいろな形でのご指導をいただきながら、ぜひ意義ある実り多い検討会にさせていただきたいと思っております。

大変僭越ながら、私のほうで座長という形を務めさせていただくわけでございますが、率直に申し上げて、この問題に関して専門家でもなければ、また知見を深めているわけでもございません。そういう意味では、今後、鋭意努力をしたいと思っておりますと同時に、皆様から専門的な知見を生かしたご議論をいただきたい。しかし、そうはいいいましても、これまでのようにさまざまな審議会行政、あるいは研究会、勉強会、いろいろな形で政府で行われてきたわけでございますが、やはり政府にきちんと政治家の立場で務めをさせて

いただいている人間が責任を持って進行させていただく、これも1つの新政権の大きな志であり、また1つの意義ではなかろうかと思います。その点、何かと皆様にはご迷惑をおかけをいたすことになろうかと思いますが、どうぞ大所高所からお力添えを賜りますように心からお願いを申し上げまして、冒頭のお礼を兼ねたごあいさつにかえさせていただきます。皆様、どうぞこの検討会でお力添えを賜りますようによろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

【丸山公務員課長】 引き続きまして、委員の皆様について座席順にご紹介をさせていただきますと思います。

まず、右手より青山委員さんです。

【青山委員】 青山佳世でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 岡本委員さんです。

【岡本委員】 岡本でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 川田委員さんです。

【川田委員】 川田でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 吉川委員さんです。

【吉川委員】 吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 辻委員さんです。

【辻委員】 どうも、辻でございます。(拍手)

【丸山公務員課長】 そして、木村委員さんです。

【木村委員】 木村でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 迫委員さんです。

【迫委員】 当事者である消防職員です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 下井委員さんです。

【下井委員】 下井でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 人羅委員さんです。

【人羅委員】 人羅と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 三浦委員さんです。

【三浦委員】 三浦でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【丸山公務員課長】 なお、本日はご都合によりまして、荒木委員、そして菅家委員のお二方が欠席となっております。以上の皆様が本検討会の委員でございます。

カメラの方につきましてはここまでとさせていただきたいと思います。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、座長の小川政務官にお願いをいたします。

【小川座長】 それでは、まず会議の運営方法についてお諮りをさせていただきたいと思います。

まず、会議の公表についてお諮りをさせていただきたいと思います。この検討会でございますが、原則公開とさせていただき、議事の内容によって、必要に応じて非公開とさせていただければと思います。なお、会議の終了後でございますが、議事の要旨、議事録の公表をホームページを通じて行わせていただきたいと思います。議事の要旨でございますが、発言者名につきましては除きまして、座長が確認をした後、1週間以内をめぐりに公表をさせていただきます。議事録につきましては、発言者名を明らかにしたものを作成をし、委員の皆様にご確認いただいた後、次回の検討会までに公表したいと思っております。

委員がご欠席される場合ですけれども、書面による意見陳述を認めることとしてはどうかと思います。また、座長が必要と認める場合には、委員にかわってオブザーバーの参加を認めるようにしてはどうかと思います。

以上の提案につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小川座長】 ありがとうございます。それでは、そのような取り扱いをさせていただきます。

それから、座長としての務めを可能な限り100%果たしてまいりたい意気込みでございますが、何分にも国会等でどうしても出席がかなわないことも考えられようかと思えます。その際ですけれども、辻委員様にその代理をお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様のご承認をいただければと思います。

（「異議なし」の声あり）

【小川座長】 ありがとうございます。（拍手）

ありがとうございました。それでは、会議の運営については以上の取り扱いを前提といたしまして、早速でございますが、議事の4でございます。消防行政の概要及び消防職員の団結権に関するこれまでの経緯について、事務局から資料の説明を受けたいと思います。

【株丹消防庁次長】 消防庁です。説明資料が2種類ございますが、その最初のほう、

説明資料1で消防行政の概要につき簡単にご説明させていただきます。

お手元に資料集ということで大きなファイルもつけています。それから、平成21年版の消防白書もつけていますが、これらは適宜参照願いたいということで、会議終了後そのままその場に置いておいていただければ、また次回以降お出しいたします。

消防行政の概要を3つ、ポイントを絞りましてご説明させていただきます。1ページ目に消防の組織と書いて、枠を2つ設けております。上のほうの枠の中、丸をつけて、「市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」という一文を載せております。法律の条文をほぼそのまま引いているんですが、これを市町村消防の原則と申しております。消防組織法など、消防の今日の基本を成す法律というのは、戦争後、昭和23年に施行され、60年以上たっていますが、それ以前は消防行政は警察の組織の一部、警察に属しておりました。警察の組織は、以前の形は国あるいは都道府県が責任の主体であったこともございまして、それを改める。警察から独立すると同時に、住民に最も身近な存在である市町村が担当するようになったということがございますので、市町村消防の原則を、重要な原則として掲げておるということです。

もう1つ、枠がございますが、市町村の消防機関と銘打っています。市町村長の下に左と右に分けて、ポンチ絵を出させていただいております。左側が消防職員が属します組織です。消防本部という全体の取りまとめをするポジションの機関と、実際の実践部隊である消防署、それぞれある。それから、右ですが、消防団に属しておられる消防団員の方、枠の中に書いていますが、非常勤の特別職の地方公務員です。消防団員のほとんどの方はそれぞれ職業を別にお持ちなのですが、火災の際、あるいは災害の際、必要に応じて招集され消防活動を行います。ほとんどの地域では、この左側の、俗に常備いいますが、消防職員の組織と、右側の消防団、つまりボランタリーな組織の両方が存在をしております。

ちなみに、今、市町村は、数で言いますと1,800弱ぐらい、1,778と申し上げればいいと思いますが、消防本部の数字は803となっております。内訳的に言うと、500弱ぐらいの本部は単独の市町村で1つの消防本部としている。残るところの300強が一部事務組合等、広域化して、市町村の消防ではあるんですが、相互に一緒になって消防の責任を果たすという形になっております。その結果として、日本全国ほとんどの地域で常備消防といいますが、24時間365日、火災等に対応するという体制がとられています。

右側の消防団は2,000を超した団数です。大体は1つの市町村で1つの消防団という

形なんです、市町村合併等もございまして、1つの市町村の中で複数の消防団がある等、そういう状況にございます。それぞれ両者は連携をして活動している実態がございます。

次のページ、これをポイント2つ目ということで消防の活動の概要と入れております。枠の中、ちょっと文言はやや古い感じもいたしますが、「安寧秩序の保持」ですとか、そういう、ちょっと古い感じの言葉も入っていますが、消防行政の目的として法律の条文を引いております。消防組織法にもほぼ類似の規定がございまして、3つほど。火災の関係が1つ。予防もありますし、実際に火災が起きた後、消すという、そちらもございます。それから2つ目には災害の被害を軽減する、災害を防除するというような趣旨の部分。それから3つ目として、救急搬送の関係。これらを大きく消防行政の目的ということで掲げています。

もう少し細かく見ていきますと、2の消防の主な業務がございまして、消火、救急、救助、火災予防、防災、国民保護などで、実際に1年間でどれぐらい出動をしているのか、回数なり延べ人員なりを入れています。消防の現場では「出動」よりも「出場」と言うことが多いわけですが、主なところではこういう状況になっております。最近、救急搬送というのが非常に増えてきている傾向にございます。

それから、3点目ですが、こういった活動を支える前提、権限としてどういうものがあるのかを主なものということで簡単に掲げています。資料の中に、これ、後ほど御覧いただければ結構なのですが、参考資料として関連する条文なども掲げております。消防法等でこういった権限が認められております。例えば、道路の優先的な通行権、特定の区域の中での立ち入り制限、こういったところは警察官と大体同じような権限です。加えて、消防の関係で特有のものとして、実際の火災現場等で、他人の家屋あるいは土地に立ち入りをする、特に緊急の場合ではありますが、近隣の建物を破壊して類焼を防ぐ、こういうような権限が法的に認められてきております。

3ページ目、4ページ目は参考です。3ページ目に、特に緊急消防援助隊を左に挙げています。御覧いただきましたように消防については、基本的にはそれぞれの市町村で担っていただくわけですが、非常に大規模な災害が起きた場合には、その地域自体、消防行政を担う者も含めて災害に遭ってしまうというような場合がございます。したがって、市町村の単なる相互の応援ではなく、部隊として活動でき得る組織を事前に整備するという趣旨で、緊急消防援助隊を全国で4,000隊を超える登録しております。通常はそれぞれの市町村で消防活動に従事しております。いざ大規模な災害が起きたときには消防庁の

長官の求め等に応じて出動する仕組みです。国際的な対応も右側に書いています。

4 ページには、非常に簡単な歴史的経緯ですが、消防業務については、先ほど申し上げましたように、昭和23年にベーシックな形、市町村が消防の責任を負うという今の形でスタートして、その後、災害等の契機もあり、現実にはやってくることを任務の中に加えるということで今日に至っているというものです。

ちなみに、この中での「警防」という言葉については、大体、消火活動と同じようにご理解いただければよろしいと思います。

5 ページ目です。ポイント3つ目で、後ほど、団結権の説明になりますが、消防職員の勤務条件等をまとめております。勤務条件それ自体につきましては、あまり違いを言い立てない言い方で枠の中をつくっています。一般職の地方公務員ということですので、給与、勤務時間、そのほかの勤務条件につきましては、地方公務員法に基づきまして、市町村の条例で定めるのが原則です。他方で、職種等の違いでもって、ほかの地方公務員の方と異なる部分が幾つか挙げられるわけです。

給料の面でいきますと、危険度あるいは特殊性もございまして、4割の方については国の公安職俸給表（一）、これは国の場合というのは公安職がその中で分かれていますので、こういうちょっと持って回った言い方をしておりますが、一般的に言うと、地方の警察官の公安職給与表と同等のものの適用になっております。

それから、手当については、火災あるいは救急の際に出動するときの手当がございます。

それから、勤務時間です。必ずしもこれは消防職員だけの特例というわけではございませんが、24時間365日体制ですので、毎日勤務、これは普通の月曜日から金曜日というイメージで持っていただければ結構です。そういう職員の方と、2部あるいは3部の交替制で勤務する職員——この交替制勤務の職員の方が大体8割ぐらいを占めるとしております——に大別されて、いつ何どき事故、火災等が起きても対応できるようにしています。

そのほかに幾つかほかの一般職の地方公務員と異なる点がございまして、掲げております。任命については、一般的に言うと、市町村の職員につきましては、選挙で選ばれた市町村長が任命するということなんですが、消防職員につきましては、消防職員の中のトップである消防長を市町村長が任命するが、それ以外の消防職員につきましては、消防長が任命する。もちろん市町村長の承認を得なければいけないのですが、そういう特例がございします。

さらに、階級など、例えば訓練ですとか礼式、それから服制がございますが、そういった何点かは別途市町村の規則でもって定めます。右に階級のところだけ抜き出ししておりますが、これは警察と消防を対等な制度として仕組むということも含めて議論の末に決まっています。消防総監をトップとして以下階級として分かれてきておるということです。ちなみに、それぞれの消防本部で消防吏員の中で一番上の者が1人だけ、一番上の階級を占めるとなっておりまして、消防総監になりますのは、東京消防庁のトップだけです。政令市になりますと、その次の階級の方がそれぞれのトップを占めるとなっております。

あとは、公務災害補償、もちろんこれは法律で規定があるわけですが、消防吏員についての特例の加算がございます。特に、消防職員に限っての組織といたしまして、消防職員委員会というものがございます。これは、これまでの消防職員の団結権の議論の中で制度として合意されて成立したものでして、これについては説明資料の2の中で、経緯を含めてご説明させていただくということでございます。

以上です。

【丸山公務員課長】 それでは、引き続きまして説明資料2をご説明したいと思います。消防職員の団結権に関するこれまでの経緯につきまして、4つの項目にわたってご説明を申し上げます。

最初に1ページでございますけれども、公務員の労働基本権に関する法制的沿革と現状ということでございます。最初に、憲法とのかかわりということでございます。ご案内のこととは思いますが、憲法28条におきまして、労働者に団結権、団体交渉権、争議権が保障されているということでございます。一方で、公務員につきましては、憲法15条の規定する、全体の奉仕者という性格があるものですから、その要請に基づいて、労働基本権について一定の制約が課されているということでございます。

その制約の内容が下の表に記してあるところでございます。地方公務員について申し上げますと、一般の非現業職員につきましては、団結権が認められている。団体交渉権のうち協約締結権は認められていないといった状況でございます。その中におきまして警察職員及び消防職員につきましては、この団結権も認められていないということでございます。また、国家公務員について申し上げますと、一般の非現業職員につきましては、団結権が認められている中で、警察職員、海上保安庁職員及び刑事施設職員——監獄職員のことでございますが、これにつきましては、団結権が認められていないという状況でございます。

消防職員について団結権を認めていない、その根拠といたしまして、参考の地方公務員

法の抜粋がついてございますが、52条5項がこれに該当するものでございます。「警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない」とされているところでございます。

次に2ページでございますが、地方の行政組織等の職員数と労働基本権の状況を簡単に記してございます。地方公務員約290万人おりますが、その担当する業務はまことに多様なものがございます。ここに図示されておりますように、左から警察、消防、一般行政、そして、福祉、教育、公営企業と、多様なものがあるわけでございますが、その中で今回議論されております消防につきましては、左から2つ目のますでございますが、団結権が認められていないといった状況になっているわけでございます。

3ページでございます。今ほど、現行における労働基本権の状況についてご説明申し上げましたが、これに関する法制的な沿革を消防職員を中心に整理させていただきました。第二次世界大戦の後、新たな日本国憲法が制定され、各種の法制度が整備されたわけでございます。昭和21年3月に、旧労働組合法が施行されております。この中で、原則として公務員を含む全労働者に団結権、協約締結権を含む団体交渉権、及び争議権が認められております。一方、消防職員の団結権については認められておりません。この後、若干の関連する法制度を記載してございます。21年10月、労働関係調整法が施行されております。この中で、消防職員を含む非現業の国家公務員、地方公務員について争議行為を禁止しております。22年11月、国家公務員法が施行されました。この中では、公務員の労働基本権の制限規定は特に定められておりませんで、引き続き旧労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとされております。23年12月に国家公務員法の一部改正が施行されております。この中で、非現業の国家公務員について協約締結権が否定されております。また、国家公務員である消防職員についての団結権を禁止する規定が設けられております。地方公務員である消防職員の団結権につきましては、引き続き旧労働組合法の規定により認められておりません。

26年2月に地方公務員法が施行されております。この中で、先ほどご紹介いたしました、地方公務員である消防職員の団結権を禁止する規定が設けられているといった経緯をたどってきているわけでございます。また、41年6月、ILO87号条約批准に伴いまして、国家公務員法の一部改正が施行されております。国家公務員法における消防職員、国の消防庁の職員のことでございますが、これに対しましての団結禁止規定を廃止すると

いうことになってございます。

今申し上げましたように、公務員の労働基本権につきましては、第二次世界大戦の後、さまざまな社会経済情勢あるいは政治情勢の推移等に応じて改正が行われておりますけれども、この消防職員の団結権につきましてはこれまで認められてこなかったという経緯があるわけでございます。

4 ページをごらんください。ILOにおけるこれまでの議論の経緯でございます。これまで、ILOと政府との関係においてはどんなやり取りが行われてきたのか、その対応について幾つかの局面に分けて整理させていただいております。

まず1番として、ILO 87号条約批准における消防職員の団結権の取り扱いということでございます。最初にこのILO 87号条約の関係の部分をごらんいただきたいと思いますのですが、5ページ、次のページでございますが、一番下に四角囲みで参考というのを掲げてございます。ILO 87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）ということでございます。その2条におきまして、「労働者及び使用者は、事前の許可を受けることなくしに自ら選択する団体を設立し、及びその他団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する」と、団結権の保護に関する規定が設けられております。一方、9条1項におきまして「この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める」とされておきまして、この条約の適用から軍隊及び警察については適用除外するという旨の規定が設けられているということでございます。

こんな条約になっているわけでございますが、4ページに戻っていただきまして、1番のところでございます。このILO 87号条約に日本が参加するかどうか、この批准という問題があったわけでございますが、日本政府の対応のほう、右側をごらんいただきますと、昭和33年、労働大臣の懇談会の場で報告が行われております。その中で、消防の作用は、その歴史的な経緯、現行の法制からみて87号条約にいう警察に包含されるものと見解が示されております。一方、ILOでございますが、左のほうにわたりますけれども、36年に結社の自由委員会の報告が出されておりますが、その中で、日本の消防職員については「警察及び警察と同視すべき若干の職務」とみなす旨の見解が示されております。国内的な懇談会の報告、それからILOの委員会における見解、こういったことを踏まえて、昭和40年に政府としてはILO 87号条約を批准するということになっております。

2つ目の局面でございますが、昭和48年になりまして、ILOにおきまして「消防職

員の団結権の問題が再び提起されてございます。委員会の報告の中で、「消防職員の職務が軍隊及び警察に関する本条約第9条に基づいてこの種の労働者を除外することを正当化するような性質のものであるとは考えない」、消防職員に「団結権が認められるよう適当な措置をとることを希望」との意見が示されたわけでございます。これを受けて政府といたしましては、総理府の審議会の答申の中で検討結果が記されておりますが、「消防職員の団結禁止については、従来の経緯にも鑑み、当面、現行制度によるものとし、今後のILOの審議状況に留意しつつ、更に検討する」ということで、54年以降、関係団体等から意見聴取を重ねてきたところでございます。

また、平成2年以降、自治省と自治労との定期協議におきまして、消防職員の団結権問題を協議することとされ、平成7年になりまして、自治大臣と自治労委員長との会見の中で、消防職員委員会制度の創設が合意されました。細かくは後ほど資料でご説明申し上げます。この委員会制度の創設につきましては、ILOの委員会のほうでも「満足をもって歓迎する」旨の報告書が採択されているということでございまして、これを受けて消防組織法の改正を行い、平成8年10月から消防職員委員会制度が創設されているということでございます。

次の局面でございしますが、5ページでございします。公務員制度改革が長く議論されておりますけれども、この公務員制度改革と関連いたしまして、消防職員の団結権の問題が再び提起され、また、今申し上げました消防職員委員会制度の改善が図られたということでございます。ILOの対応でございしますが、例えば平成14年11月の報告をごらんいただきますと、消防職員への団結権の付与等、公務員制度改革について、「全ての関係者と十分、率直かつ有意義な協議が速やかに行われるよう強く勧告」というものでございます。平成16年10月に総務大臣、自治労委員長会見の中で、消防職員委員会懇談会の設置を合意いたしまして、翌17年3月には、その懇談会の中で、意見取りまとめ者の設置など改善事項について合意するといった動きがあったわけでございます。

また、これにつきましては、ILOといたしましては平成18年、消防職員委員会について「制度の改善を興味をもって歓迎する」旨の中間報告を出されております。その後、政府において、公務員制度改革の中でこの消防職員の問題についても一定の検討がなされております。後ほどご紹介いたしますが、平成19年10月に出されました専門調査会の報告書におきましては、この団結権の付与について意見が分かれたとして、その意見の内容を記しながら両論併記を報告しているところでございます。また、ILOのほうでは平

成20年6月、委員会の報告書の中で、「消防職員が関連する協議及び交渉に参加することができるよう、消防職員の団体を事実上認知する方向を促す旨の報告書を採択されています。

以上、ごく簡単でございますけれども、ILOにおきますこれまでの議論の経緯を整理したものをご報告させていただきました。

6ページは、今のILOの議論の中で幾つかの委員会が出てまいりましたので、その構成がわかるように簡単に記した資料でございます。参考までにごらんいただければと思います。

7ページをお願いいたします。消防職員の団結権に関するこれまでの政府の考え方ということでございます。現在、消防職員に団結権は認められていないわけでございますが、これについてのこれまでの政府の考え方を、政府として対外的に示しました文書等をもとにして整理したものでございます。

3点ございますが、まず第1に、警察との関係でございます。日本の消防は、以下の理由からILO87号条約の「警察」に含まれるという考え方でございます。1つは歴史的沿革でございます。日本の消防は300年余の歴史を持ち、従来一貫して警察の一部門とされてきた。組織的には戦後、警察から分離されたが、消防の権限・機能は増えこそすれ、減じてはいないこと。2つ目に、消防の任務。日本の消防と警察は、それぞれの根拠法にも明らかなとおり、同様な使命、任務を持ち、ともに補完し合う関係にあるということ。3つ目に、消防職員に認められる権限でございます。先ほど、資料1でも関係がございましたけれども、消防職員には優先的な道路通行権、特定区域の通行制限権など、警察官とほぼ同様の権限が認められているほか、他人の家屋や土地に立ち入る権利や近隣建物を破壊する権限など、特別な権限が認められている。行政作用としては、警察に分類されるべきものであるという考え方でございます。4つ目に、先ほどご紹介いたしましたILO87号条約批准の際の経緯でございます。

8ページでございます。第2といたしまして、日本の消防の特性についてでございます。日本の消防は、火災、風水害、地震などの災害が多発する日本の国土の特殊な条件下にございます。若干の例を記してございますけれども、木造建築等の非耐火建築が大部分であり、かつ、狭隘な可住地域に密集していること、風水害その他の災害も多いこと、世界有数の地震国であること、救急事件は増加の一途をたどっていること、日本ならではの特性があるということでございます。

3つ目に、消防職員の職務の特性についてでございます。消防職員は、その職責上、国民の生命、財産を守るため、一身の危険を顧みず職務を遂行する義務を負っていること。その活動に当たっては、厳正な規律と統制のとれた部隊活動が常に求められていること。消防職員に団結権を認めることになると、上司と部下の対抗関係をもたらし、上命下服の服務規律を維持することが困難になることが予想されること。

こういったことを根拠として、これまで政府としては考えてきたということでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。ILOとのやり取りも含め、法改正を行いまして、現在、消防職員委員会制度というものが設けられております。その概要を簡単に整理してございます。内容は、真ん中の枠にありますとおりでございますが、消防職員の方から意見を提出していただきます。その意見の中にはさまざまなものがございますが、下の参考にありますとおり、勤務条件に関するもの、あるいは被服、装備品に関するもの、消防用の設備、機械器具等に関するもの、幅広いものが含まれてまいります。そういった多様な意見を職員の方からいただいて、消防職員委員会の中でその意見を審議させていただく。この委員会は、消防職員の中から消防長が指名するものでありますが、そのうちの半数は職員の推薦に基づいて指名するということになっております。そういった中で多様な意見をご議論いただいて、審議の上で委員会から消防長に対して意見を述べていただく。これに基づいて必要な予算措置、調整等を行っていくと。それによって消防職員の意見を反映していく。こんな仕組みでございます。

一番上の囲みにポイントが書いてございますけれども、現在、すべての消防本部に、この委員会が設置されております。また、年間で約5,000件の意見をいただいて審議が行われているという状況でございます。平成11年以降で見ますと、約4万6,000件の意見のうち、約1万5,200件、3分の1程度の意見が実施に至っているといった役割を果たしているというものでございます。

それから、最後、10ページでございます。本検討会のテーマは、消防職員の団結権のあり方ということでございますが、これとかかわりがあります公務員制度改革の昨今の状況について報告書を抜粋させていただきました。上にありますが、平成19年10月に出されました行革推進本部専門調査会の報告の抜粋でございます。この中で、意見の分かれた重要な論点といたしまして、消防職員及び刑事施設職員、監獄職員のことですが、その団結権のことが触れられてございます。ちょっとかいつまんで読み上げますが、「現在、

警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員、消防職員及び刑事施設職員については、団結権が付与されていない。このうち、消防職員及び刑事施設職員に対し団結権を付与すべきか否かについては、意見が分かれた。この点、次の理由などから付与すべきとする意見があった。これらの職員に対し、厳正な規律や部隊活動が求められることが、団結権を付与しない理由として挙げられるが、団結権を付与することにより、規律が乱れたり部隊活動が困難になることは考えにくい。団結権の付与により、これらの職員の職場環境の改善に役立ち、人材確保にも資するはずである。一方で、次の理由などから付与すべきでないとする意見があった。これらの職員は警察職員と同様の任務と権限を持ち、厳正な規律と統制ある迅速果敢な部隊活動が常に求められる。仮に団結権を付与すれば、上司と部下の対抗関係をもたらし、上命下服の服務規律の維持が困難となることが予想され、職務の遂行が困難になり、国民生活等に悪影響を及ぼしかねない」ということでございます。

それから、下のほうでございますが、昨年12月、国家公務員制度改革推進本部に置かれた労使関係制度検討委員会で「自律的労使関係制度の措置に向けて」と題する報告が出されました。この会合の中で消防職員の問題について、特に深く議論したということではございませんが、報告書の中で、なお書きといたしまして「労働基本権のあり方については、より幅広い検討課題として争議権や消防職員等の団結権が存在しており、これらについては別途検討することが必要との意見があった」と明記されているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

【小川座長】 ありがとうございました。

大変専門的な課題でもございますので、少し丁寧に説明、事実関係の整理をさせていただきました。冒頭申し忘れましたけれども、準備に当たっていただきました事務局の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

それでは、きょうは初回でございますので、それぞれのお立場から会の内容、進め方、何でも結構です。ご自由にご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【木村委員】 説明資料1、2含めて大変コンパクトでわかりやすくつくっていただきましてありがとうございました。

説明資料1はいいのですけれども、説明資料2のほうでちょっと申し上げたいことがございます。これまでの議論の経緯をご説明いただきましたけれども、少なくとも4ページにある、昭和48年3月、1973年以降、35年という長い期間、ILOは条約勧告適

用専門家委員会、あるいは結社の自由委員会が一貫して消防職員の団結権を保障すべきということを明確にしてきているということをやはり踏まえなければいけないと思います。

ILOは、地方公務員法52条の規定がILO87号条約に違反をしているということをご指摘をして改善を求め続けてきたということをございまして、特に消防職員の団結権につきましては、団結権を付与することと、繰り返し強く勧告しています。消防職員委員会の制度も導入をされ、その時点では団結権付与を前提に非常に期待感を持ったということでもありますけれども、現在でははっきりと、きちんと団結権を付与すべしという見解をILOは持っているのではないかとということをございまして、ここをきちんと受けとめておく必要があるのではないかと思います。やはりこれだけいろいろ言われていますと、国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うと、憲法の前文もありますけれども、そういう状況を踏まえれば、おのずと方向は出てくるのではないかと連合は考えてございます。

それから、資料の中で政府側の意見、主張の経緯について説明をされましたけれども、ILOは三者で議論をしているわけで、労働側もずっと主張をしてきてございます。したがって、事務局に労働側の主張をまとめろということは申し上げませんので、できれば次回、私どもから資料は提出をさせていただきたいなというふうに思います。

それからもう1点、説明資料2の10ページに改革の方向性で、ここはいろいろな受け取り方があるとは思いますが、この専門調査会での議論で、団結権を付与するか否かについて当然、意見が分かれたというふうに思いますけれども、正確に言うところとちょっと違うのではないかと。労働組合の関係者に限らず、少なくとも委員が、消防あるいはここでは刑事施設も含んでおりましたけれども、団結権を認めてよいのではないかと。あるいは、認められない合理的理由に乏しいといった指摘をしているようでございますので、事実として指摘をしておきたいとしたいと思います。

以上でございます。

【小川座長】 ありがとうございました。非常に長年携わっておられる専門的な立場からご意見をいただきました。

資料の件は次回に向けて少し整理できますか。

【佐々木公務員部長】 今お話がありましたように、委員のかたからでも資料をご提出いただければ大変ありがたいと思います。

【小川座長】 それでは、そのような取り扱いで行ってまいりたいと思います。

今の木村委員のご指摘に関連することでも結構ですし、また、それ以外のことでも結構

です。ご自由にご発言をどうぞ。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 そもそも議論のベースに関することなんですが、これ、消防職員に関する議論ということで、資料を見る限り、消防職員のほかに消防団員の方というのが非常に多くいらっしゃるって、この方は特別職の地方公務員という地位を持っています。消防団員の人たちについて、そもそも今回、議論をするのかしないのか、それは切り離すのかということを議論のベースとして確認したいなということが1点と、あともう1つ、これ、資料を見落としていたら私、探しますが、やはりこういうことを考える上で、ほかの国でどういうふうに行っているかという実態をわかりやすく知りたいと思いますので、その点に関する資料を指摘していただければというふうに思います。

【小川座長】 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。今の点で。

【丸山公務員課長】 今回の議論の中で、消防団員の問題についてどう考えるか。検討会の対象といたしましては常勤の職員である消防職員について、これは労働者性も明確でございますので、その権利の1つとしての団結権のあり方を議論するということで考えておりまして、非常勤であります消防団員については検討の外にあるというふうに考えてございます。ただ、議論の中で、消防職員の活動と、消防団員の活動というものがかわりのある部分もあろうかと思っておりますので、議論の中では消防団員の部分も頭に置いての説明等はあるかもわかりません。

【小川座長】 ありがとうございます。

そこは実際の雇用関係が実態としてどうなのかというのは非常に大きな実質的な論点だと思います。それともう1つ、形式的に、消防職員委員会には消防団員は入っていないんですね。

【丸山公務員課長】 入っておりません。

【小川座長】 ということでですね。そういう前提に立ちますと、直接のターゲットは消防職員の方を前提にした議論をこれから進めてまいりたいと思います。もちろん関連は出ようかと思えます。大変重要なご指摘をありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【人羅委員】 あと、資料。外国の。

【丸山公務員課長】 外国のことでございますけれども、これについては現在、問題意識を持ちまして、事務局のほうで調査を進めているところでございますので、調査結果が

まとめましたら、この会でもご報告申し上げたいと思っています。現在知り得ている情報は、多少、古いこともありますけれども、その国によって様々な実情もありまして、相当程度違いがあるものですから、そういったことも確認しながらきちんと調査をし直したいと考えてございます。

【人羅委員】 できるだけ早くお願いいたします。

【丸山公務員課長】 はい。努力いたします。

【小川座長】 はい、木村委員。ちょっと簡潔にお願いします。たくさんの方からご意見をいただきたいものですから。

【木村委員】 すみません。海外の事例で1点だけ、ILOの87号条約を締結している国において消防職員に団結権が付与されていないというのは、今の段階では多分日本だけだというふうに私どもとしては把握しております。

【小川座長】 それでは、その点も含めてまた追ってきちんとした形で資料提供させていただきますと思います。

ほかにいかがでしょうか。どなたからでも結構です。どうぞ、岡本委員。

【岡本委員】 1点はこの検討会のスケジュールの関係です。新聞等によれば、公務員制度改革のうち、いわゆる非現業職員に労働協約締結権を付与するという議論、労働基本権問題については、秋の臨時国会に提出されると伺っております。ここでのこの議論を焦るというわけではないのですけれども、本来の労働基本権問題と、消防の団結権問題というのはやはりリンクをするかと思いますので、ぜひとも議論を早めていただけないものかと思っています。資料2というのを見せていただきますと、3月から5月、現地調査やヒアリングがあり、続いて意見交換で論点整理という感じなのですが、意見取りまとめ等は5月から6月も含めて並行してやっていただけたらと思います。加えて、秋というのがいつまでかというのがちょっと定かでないので、定かにしていただければと思います。このペーパーですと、足踏み感があるような気がしまして、これは座長でのお取り扱いを願えればと思います。

【小川座長】 重要なご指摘をありがとうございます。足踏み感というご指摘でしたけれども、この議論を積極的に前向きに進めるためのきょうの検討会の発足でございまして、そういったことにとらわれないように、今後も鋭意努力をしたいと思います。

それから、国家公務員制度改革との関連ですが、事務局のほうで事実関係だけ何か整理してご説明できることがあればお願いしたいかと思いますが、もしなければ次回にしたい

と思います。

【丸山公務員課長】 現在、国家公務員に対しましての制度改革につきましては、先ほど簡単にご報告いたしましたけれども、推進本部の中に設けられております検討委員会を場として議論を進められてまいりまして、昨年１２月に一とおりの報告が出されたところでございます。今後、年が変わりまして、さらに鋭意議論が重ねられていくものと考えております。

もちろん、労働基本権の問題の議論と、このテーマであります消防団結権の議論というものは関連性が深いわけでございますが、私どもといたしましては、消防職員の団結権の議論は前から議論されている古い問題であり、また、消防行政という中で重要な検討の部分があるということから、この場で議論を進めていくというふうに考えておりますが、岡本委員からご指摘のように、関連があることは事実でございますから、推進本部における議論と協力し合いながら、また、お互いに関連性に留意しながら、事務局としても務めていきたいと考えております。

【小川座長】 ありがとうございます。

今の点なんですけれども、これまで通常は、国家公務員制度に関する、例えば制度とか処遇面でのいろいろな議論が進捗をし、地方公務員制度がそれを追い掛けるというのが通常のスタイルだったかと思います。今回、この議論を消防職員に関して先行して進めるということには、実はこの点、議論がございまして、そこはある程度、ある種の覚悟といえますか、決意を持ってきょう検討会をスタートしたということでございまして、ただ、そうはいいまして、公務員法制全体の話ともかかわりますので、よく連携をとりたいと思いますが、しかし、臆することなくこの議論は前に進めていきたいという気持ちでおります。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、下井先生。

【下井委員】 今の今のお話との関連でまず１点お伺いしたいのですが、国家公務員法は平成１９年に大きく改正されたわけですが、あのときに同時に、国家公務員法の改正に足並みをそろえるような地方公務員法の改正案が平成１９年の通常国会に提出されたはずですが、その後、法案は成立せず、継続審議ですか、廃案ですか。

【丸山公務員課長】 廃案です。

【下井委員】 廃案ですか。これがどうなる予定なのか。つまり、現在の公務員制度改革は、平成１９年の国家公務員法のそれなりの大きな改正を踏まえた上での国家公務員制

度改革であるのに対し、地方公務員法は、実はその前の段階でとまっているわけですね。

19年の国家公務員法の改正に対する評価はいろいろあるとは思いますが、今、国家公務員制度改革と足並みをそろえるかどうかという話が出ましたけれども、その前提が現在、国家公務員法と地方公務員法では違うわけですので、と考えると、順序としては平成19年の地方公務員法案が成立した上で現在の国家公務員制度改革と足並みをそろえないとおかしなことになってしまうのではないかと思います、その点について何かご意見があればお伺いしておきたいと思います。

【小川座長】 これも非常に重要な点をご指摘いただいたかと思います。既に先行して成立しております国家公務員制度改革は、主眼は、1つには能力・実績に応じた人事制度をより充実していくというのが1つ。そしてもう1つは再就職規制に関連をして、御存じのとおり、官民人材交流センターの創設等の議論がなされたということでございます。当時、地方公務員法制に関してもこれに追いつく形で議論がなされたわけでありますが、特にこの再就職規制に関して、当時、与野党の間で大変意見の隔たりが大きかったわけでございます。その点、能力・実績主義の人事制度に関してはどちらかといえば与野党間にそう大きな対立はなかったわけですが、再就職規制に関する意見の隔たりが大きいということで、結果的に衆議院の解散に伴って廃案になったというのが過去の経過でございます。

今般議論されております国家公務員制度改革ですけれども、例えば、能力・実績主義を初めとした人事、処遇に関する取り扱いを議論するのであれば、下井先生ご指摘のとおり、これはやはり改めて今、半歩、地方公務員法制がおくれた形になっておりますので、1歩も2歩も取り戻していかなければならないわけであります。ところが、現在議論しておりますのは、直接のターゲットがこれも内閣人事局の設置を初めとした組織を整えるという議論がやや先行しておりまして、この人事、処遇の面に関しては議論がまだ不透明という状況でございます。

そこで、地方公務員法制をあずかる立場から申し上げますと、この点の議論をもう一呼吸しっかり見極めた上で、2歩、3歩、一気に追いつく形になろうかと思いますが、いろいろな法制整備の関係上、そういう構えで今、国家公務員制度の議論を見守っているということでございます。

この消防職員の団結権の問題については、もちろん全く無関係というわけでは決してないわけでありますが、ひとまずこれとは切り離す形で、今回、先行して議論をぜひお進めいただきたいという分野でございます。

いずれにしても、この点、非常に重要なご指摘をいただいたと思っておりますので、委員会全体で受けとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【下井委員】 後でご質問させていただくことと関連するかもしれませんが、とりわけ平成19年の国家公務員法改正の人事評価の重視というものは、これはおそらく団結権と多分無縁ではないので、それだけはちょっと確認させていただきたいと思います。

ほかの点にかかわりますが、1点確認と、あと、5点ほど先ほどの説明に関連してご質問させていただきたいと思います。

まず最初なんですが、先ほど外国の制度との比較というお話が出ましたけれども、そのときに、事務局の方、当然おわかりだとは思いますが、形式的に消防担当といっても、やっていることは同じとは限らないわけですよね、国ごとによって。ですから、そのことをわかるように資料をおつくりいただけると非常に助かるかなという気がいたします。つまり、日本でいえば消防法の1条ですか。1条はかなり抽象的ではありますが、全く諸外国で同じことをやっているかどうかというのは、それは必ずしも限らないので、その点だけよろしく願いいたします。

じゃあ、ちょっとすみません、5点ほど質問させていただきたいのですが、5つまとめてのほうがよろしいですか。1点ずつのほうがよろしいですか。

【小川座長】 まとめてお願いします。

【下井委員】 説明資料1の4ページなんですけれども、私も不勉強で知らなかったのですが、昭和39年に消防法が改正されて、救急業務が追加されたというご説明だったかと思います。救急業務というのは、要するに、救急車の仕事だと思うのですが、これが39年に追加されたということは、それまでは別の組織なりが……違う？

【株丹消防庁次長】 任意でやっておところがございまして、それをきちんと法制上、位置づけをしたということです。ただ、そのときに全部の消防機関がすべて一律に救急の責務を負ったというのではなくて、徐々に広がってきて、今日に至っています。

【下井委員】 徐々に広がってきてということは、やっていないということもあったということでしょうか。

【株丹消防庁次長】 はい。最初の段階では、救急搬送を全部の消防機関が受け持つというのは難しいという判断がございまして、大都市を中心にまずやり、その後、その範囲を広げていったという経緯です。

【下井委員】 そうすると、単純に考えますと、やっていなかったところがあるわけで

すよね。

【株丹消防庁次長】 そうです。

【下井委員】 そういうところで救急患者の方が出たときは警察がやっていたんですか。

【株丹消防庁次長】 行政で法制的な責務として行うというものでは必ずしもございませんでした。特に救急搬送が日本で積極的に行われるようになりましたのは、交通戦争と言われるような事故への対応で緊急に病院まで搬送しなければいけないということからでしたので、当初は大都市を中心として対応する必要があった。今日はむしろ急病人といひましようか、病気の方を搬送するのが、むしろウエートが高くなってきているということがございますが、当初の段階では事故への対応ということでしたので、最初の段階では法制的には大都市を中心に義務化した対応をとりました。

【下井委員】 わかりました。ありがとうございます。

じゃあ、2点目なんですけれども、同じ説明資料1の5ページですが、これも私、不勉強でわからなかったのですが、消防吏員と警察官の階級についての表なんです、警察官については、これは警察法にはっきりこのことがうたってありますけれども、消防吏員については、ぱらっと今、消防法を見た限りではよくわからなかったのですが、これは何のところになるんでしょうか。

【株丹消防庁次長】 参考資料関連条文というもののの中に、憲法からはじめて関連する幾つか条文を入れています。2ページの一番下のところ、消防組織法の16条の2項という規定がございまして、消防吏員の階級云々の事項はということで、消防庁が基準を定めまして、個別具体には市町村の規則で定めると、こういうことになってございます。

【下井委員】 わかりました。じゃあ、これは大体全国統一ということですか。

【株丹消防庁次長】 はい。基本的には、5ページに今ご指摘がありましたように、警察官との対比をさせていただいているのですけれども、消防本部の規模の大きさに応じて、この階級の対応というのも定まっていくというところがございますので、そういう意味では全国統一。人口規模が小さな、小ぶりの消防本部での階級の一番上の方が、必ずしもこの表の一番上ではないということです。

【下井委員】 大変ありがとうございました。法律に根拠があるのと、法律に従ってではあるけれども、規則に根拠というのは、ちょっと位置づけが違うのかなという感想だけ述べさせていただきますけれども、では3つ目なんです、今度は説明資料2の4ページです。これも自分の不勉強を恥じるだけなんです、ILO87号条約で消防は警察に含

まれるという、そういう見解だったということになりますが、警察という言葉も実は多義的でございますよね。警察法2条1項の警察の業務というのは狭い意味の警察で、ほかには保健所のやっていることだって警察行政ですし、ごみ処理、環境関係、廃棄物関係なんかもそうだというふうに言われますし、もっと言えば、建築基準法に基づくのも、これは警察というふうに、少なくとも行政法学ではそういうふうに申し上げるわけですが、この場合の警察が、広義の意味での警察なのか、狭義の意味での警察なのか、これが1つポイントになるのかなと思います。

ちょっと最初にまとめてと言われていたので、あと一気にいきますが、その次が、同じ説明資料2の5ページで、平成20年のILO第97回基準適用委員会が消防職員の団体を事実上、認知する方向を促すというふうに、そういう報告書を採択したというご説明がありますが、これ、ちょっと意味がよくわからなかったのですけれども、これは法律上は団結権がはっきりと認められていなくても、事実上、あるような状態ができていればいいと、そういう意味なんでしょうか。

さらには、「消防職員が関連する協議及び交渉に参加することができるよう」となっていますが、この場合の交渉も、いわゆる労働組合法でいうところの団体交渉の意味なのか、そこら辺がはっきりしないと、この採択についての評価は少し変わってくるのかなと思ったので、もしわかれば教えていただきたいということです。

最後に5点目ですけれども、仮に消防職員に団結権を認めたとして、その内容が現在の地方公務員法上の非現業職員の団結権と仮に同じであるとしたとして、違う形での団結権承認というのもあり得ると思いますが、それは置いておいて、今のほかの非現業職員と同じ団結権を認めたとしたら、今と何が変わるかということを自分なりに考えてみましたが、幾つかあると思うのですが、まず1つは、団体として財産を保有できる。それから、これは登録すればでありますけれども、在籍専従許可制度の対象になる。それから、これは組合休暇の問題。これは条例が必要ですが、それから、一応、団体交渉はできる。協約締結権はないわけですが、団体交渉はできるだろうと。それから、勤務条件の措置要求が団体としてできる。これは登録の有無と関係ないのかもしれませんが。私が思いついたのはそれぐらいでした。もうちょっと考えてみると、また別のものが出てくるかもしれません。

お伺いしたいのは、財産使用です。つまり、庁舎の施設利用。組合が組合用の部屋を庁舎の中に持つ。あるいは、庁舎の中に組合掲示板を設置する。これは地方自治法の目的外

使用許可という形でやるのかなという気がするのですが、現在、実際に実務では目的外使用許可という形でやっているのかどうか。そのときの基準みたいなのがもしわかれば教えていただきたい。

ちょっと細かい点が多くて申しわけないのですが、以上です。よろしくお願いします。

【小川座長】 今、いずれも非常に重要な点ですが、技術的なところもございますので、即答できる部分は今、即答していただいて、調査が必要な部分については次回にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

【丸山公務員課長】 それでは、ご質問いただいた点について順次お答えしたいと思います。

1つは、ILO条約との関係で、警察と言っているその範囲は具体的に何を示すかというところでございます。これは確認はしてみたいと思いますけれども、条約の原文の中ではポリスと表現されておりまして、条約本文の中ではそれ以上、厳密な定義云々が置かれているわけではありません。ただ、関係の文書等でどんな取り扱いになっているのか、そこはチェックしてみたいと考えております。

それから、20年6月の87回委員会における報告書の表現について、その意味合いでございします。消防職員の団体を事実上認知するとは、具体的にいかなる意味なのかということですが、これにつきましても、その文書上は、具体的に意味内容がこれ以上に記載されているわけではございませんで、これは端的に、ここを抜粋させていただきました。その意味では、この報告書上がその点が明らかであるということにはなっておりません。

最後の点については、ちょっと確認してお答えさせていただきたいと思います。

【小川座長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。

【岡本委員】 今回のこの検討委員会の位置づけについて、それから自治労としての職員委員会に対する思いを述べさせていただければと思います。

自治労としては、団結権問題については随分長く課題としてまいりました。そのなかで、昨年の10月28日、毎日新聞で取り上げていただきましたが、自治労の徳永委員長と原口総務大臣との協議の中で、大臣から、「消防職員の団結権については、公務員の労働基本権の回復を推進する立場にある。また、ILOからの勧告を続けて受けている状況については、そのまま放置するというでいいのだろうか」という思いがあることから、事務方

に検討を指示した」との発言がございました。我々としては、この大臣の発言も受けて、消防職員に団結権が付与されることを前提に、いろいろ議論を進めていければと思っています。

それから、消防職員委員会の関係ですが、説明資料2に、平成7年度、それから平成17年度の2回、自治労委員長との合意に基づいて、と書いてあります。それはそのとおりなんですけれども、我々の捉え方としては、こういう思いがあります。

まず、消防職員委員会の設置は、「当面の合意」なんですね。政府が団結権についての今後の協議を閉ざしているわけではないから、職員委員会でも当面はやむなしという判断があったこと。また、当時、国内において何らかの解決策が必要だということも含めて、この機を逃したらさらに団結権問題の議論が何の前進もない状態になってしまうのではないかという懸念も持っていました。加えて、確かにこの新しい制度の導入によって、今まで協議の場がまったくなかった状態が少しでも前進するのではないかという思いもありました。しかし、あくまでも今後の消防職員の団結権問題についてさらに議論されることが前提でした。したがって、職員委員会においてすべての問題が解決されたとは考えていないことについて、ご認識を賜りたいと思います。

それからもう1つ、警察との関係で、政府の考え方をお示しをいただきましたけれども、法律上、警察法とは全く別個に消防法および消防組織法がつくられているという事実があります。また、警察の権限の話で下井先生からもコメントがございましたけれども、権限上からいえば、例えば保健所の職員は、営業許可や立ち入り検査、営業停止などの権力的な権限を持っていますが、同時に団結権も持っています。そうであれば、消防職員だけが制限を受けていることと矛盾を含んでいるのではないかという思いがございます。

また、消防職員に団結権を認めることにより、上司と部下の対抗関係をもたらすという1項がございましたけれども、実は、労働組合も反対するばかりではございません。組合をつくって労使がお互いによきパートナーとして、消防行政や職場の民主化を進めるために、組合員も役員も努力をするものと思います。お互いに協力する関係になると考えておりますので、対抗関係をもたらすということはございませんし、さらによりいい職場ができて上がって、よりいい消防行政ができるという思いでございます。

以上です。

【小川座長】 非常に思いのこもったご発言をいただきました。しっかり受けとめたいと思います。

残り時間の関係がございますので、事務局、あれですか。その後、きょうご発言いただ
いていない委員の皆様から、ちょっと一言ずつ、それぞれのお立場からいただければと思
います。

まず事務局、どうぞ。

【丸山公務員課長】 恐縮です。先ほど、下井委員からご質問がありました5番目の点
でございます。職員団体を庁舎利用等を行う場合の、その根拠は何かということでござい
ますが、現在、運用として行っておりますのは、行政財産の目的外使用でございます。

それから、消防職員に団結権を付与した場合の効果ということがございました。団結権
もさまざまな形が考えられますので、一概に申し上げられませんが、仮に消防職員につい
て、一般の非現業の職員と同じような団結権を付与したとした場合、地方公務員法上の効
果として、職員団体を結成し、これに加入する権利というものが認められることになりま
す。また、法人格の付与法に基づきまして、職員団体については所定の要件により法人格
が付与されるということになります。また、職員団体の構成員であること、あるいは職員
団体を結成し、加入しようとしたこと等の理由をもって不利益な取り扱いを受けない。こ
ういったことが地公法上規定されている効果ということになるかと思えます。

以上でございます。

【小川座長】 ありがとうございます。

それでは、三浦委員、今、お手が挙がりましたのでお願いいたします。

【三浦委員】 先ほど岡本委員のほうから、相当踏み込んだような形でのご発言がござ
いました。前提として、消防職員に団結権云々の前に、まず多くの先生方に消防職員の業
務、消防職員の現状というのをご理解をしていただいて、さらに先ほど来の法律議論を進
めていくべきであります。そういった意味で、迫委員も現職の消防職員の方でございま
すし、私も消防一筋で京都市でやっている人間でございます。

ただ、その中で、こういった地方公務員というひとくくりの議論の中で、実は消防職員
というのは、先ほど事務局からご説明がございましたように、厳格な階級という構造を持
っております。この階級が必要というのは、当然、部隊活動、要するに災害現場で非常に
効率的な活動をするための1つの仕組みでございます。したがって、こういう団結権とい
うものを議論するに当たりましては、当然、通常の一般公務員のような事務処理上の位置
づけでの管理職とそれ以外とかじゃなくして、実は、一番消防職員の核になっております
のが、いわゆる小隊長あるいは分隊長と言われている、階級で言いますと消防士長さんと

か消防司令補さんとか、そういった方が1つのチームを組んで現場活動をやるとというのが大多数の消防職員の大きな業務になっております。その方々は、逆に、通常の一般公務員の中でいきますと、これは管理職でも何でもありません。一般係員であります。しかし、厳密な指揮行動という部分では、大きな責務を負っております。そういった部分をまず念頭に置いていただいて議論をしていただきたいと思います。

そのような中で、いわゆる労使間の関係がそのまま持ち込まれたときに、そういった部分が分断されるのではないかという、管理者側に被害意識という部分が過去からずっとあります。今までそういう制度がないわけですから、これはどこまでいっても類推ではありませんけれども。我々の場合、非常に大事にしておりますのは、チームワーク、それぞれのチームの信頼関係。こういった中での人間関係。これが崩れてしまいますと、幾ら素晴らしい訓練をしておっても、いざというときにばらばらになる。そこに新たな切り口でのそういう考え方が入ってきたときにいかなものかなと。これをきっちりと検証していく場だと。これは単なる取り越し苦労であるのか、そうでないのか、これはやはり実態とかその辺をこの委員会でひもといていただいて、そしてあるべき議論をしていただきたい。そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小川座長】 ありがとうございます。また違った角度からの非常に貴重なご意見をいただいたと思います。また、この検討会では、いろいろな関係者、関係団体に対するヒアリングもしっかり進めてまいりたいと思いますので、外部のお声もしっかり受けとめていきたいと思います。

それでは、迫委員、どうぞ。

【迫委員】 消防職員のしがらみなんですけれども、三浦局長さんの発言を待っていました。やはり先輩が発言しないと、なかなか発言できない消防職員の体質がありまして。

実は、階級制度を含めて、政令都市である京都市と、我が福岡県の大牟田市の消防本部135名とではかなり違うと思うのですが、消防の単位といえば、やはり100人ちょっとの小隊員となって、それで署を構成して、それがマンモス化すると、そういう職場状況があると思います。

私が発言したいのは、15万8,000消防の中に、素晴らしい人格と理想を持った人間が数多くいます。ただ、その中で、このごろ新聞紙上をにぎわしているのは、パワハラであったり、訓練中の事故で死亡する事例が発生しています。我々はそんなに労働運動なんて知りません。ただ、仲間を守りたいと思っています。自分たちの命を守っていくための

団結権がもしあれば、仲間を失わなくてよかったなという事象が過去に多くあります。

実際、我々は議論するテーブルを持ちません。全国消防職員協議会を立ち上げて三十数年たちますが、我々の今の位置づけでは、基本的にはなかなか職場ではものが言えなかったり、議論をしてもその中身を政策に反映していくことができない。いまの形には限界があるんだと。我々はいつも考えているのは、仲間を失いたくない。現場で死ぬのはいいといません。ただ、むだ死にはしない。そういう意味でも、労働安全に対する議論がどこまで波及しているのかとの思いがあります。

この前も、大分の湯布でヘリコプターや水難事故で亡くなりました。仲間でした。それ以前に私の親友も亡くなりました。訓練で死ぬ職員はなくさなくてはいけない。現実、総務省は知っていると思うんですけども、現場で死亡する人間、訓練で死亡する人間が少なくないこと、それは現実なんです。

だから、私たちは現役の消防職員として何が一番大事なのかと。せめて人権、いわゆる基本的権利を持ちながら、共有できる議論の中身として聞いてほしい。別段、賃金を上げろとか、そういうことを言っているわけじゃない。我々が働く職場をどうつくっていくのか。コンセントレーションを高めながら、モチベーションを上げていくための、ほんとうの業務遂行のための職場環境をどうするのか。そういうことを言いたいただけなんです。

ただ、今の現状においても、この検討会でも見学があると思いますが、いまだに黒電話で119を取っているところがあるんです。ドラマでは、119が鳴るとテレビ画面が出て、GPSが出て、あなたそこにいるのねというお話になりますが、違うんです。黒電話で119を取っている、そういう消防はごまんとあるんです、田舎に行けば。実際、全国消防長会の中で、構造的に職場環境をどうするのかという、ほんとうの議論があっていれば、どんなに小さい消防であっても、大きい消防であっても、設備の中身としてはミニマムの正常化ができたと思う。それができないからこそ、私たちもいるし、私たちも活動しなくてはならない。

団結権は逃げではありません。私たちと当局側、消防長の側が責任を共有する場だと思っています。あえて言わせてもらえば、厳しい環境に追い込むことになるのですが、自分たちをさらに律しながら責任を共有しようじゃないかと、そういうふうに考えております。以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。非常に感情のこもったご意見でした。

川田委員、どうぞ。

【川田委員】 私は、町長という立場で消防の職員とずっとつき合ってきております。消防の職員は非常に厳しい条件の中で、それこそ大変な仕事をしている。その中で消防の職員がどういう意識を持って働いているかを非常に重要なこととして、常に意識してつき合っています。私の意識が低かったのかどうか、この消防職員の中で団結権ということが具体的にどういう形で意識されているかについて考えてみると、必ずしもこの問題が、言い過ぎかも知れませんが、十分に意識されていない。今の形でできるだけいい人間関係の中で、また、先程話がありましたが、本来は管理職ではないけれども、実態としては非常に厳しい管理職的な役割を果たさなければならない、そういう状況の中でやっているわけです。

私も委員に選ばれたということもあり、十分ではありませんけれども、現在の消防職員の意識というものをある程度把握してきたつもりですが、そういう点で団結権がないために自分たちの権利が侵されているとか、具体的にそういう形の意識まではなかなか持っていないのではないか。その辺の意見交換はまだまだ不十分な点があると思いますが、そのように今の時点では感じている。茨城県内でこの問題がどういう形で、それぞれの消防職員の間で議論されているかということもある程度把握したつもりですが、具体的に言うと、1つの市でこの問題が提起されているということで、それ以外でこの問題について具体的に自分たちの重要課題であるという形で議論されているということは、今のところないのではないかというのが私の今の認識です。

ただ、基本的な問題、考え方の問題としては、当然非常に重要な問題であるし、ILOでの議論というのも随分長い議論があったわけですが、そういう中で現在を迎えておりますが、そういう点ではこの消防職員の人たちが現在の厳しい状況の中で仕事をしており、その中で、この問題について本当にどういう認識をしているのか。その辺のところを正確に把握することも非常に大事なことでないでしょうか。これは単なる理念の問題ではなく、自分たちの権利の問題としてどこまで意識しているかということ。それはまた皆さんの立場とか、それぞれの立場での認識は違ってくると思いますが、私は、まだまだその辺の状況確認というのが不十分だと思っています。今の段階ではこのような認識を持っています。

【小川座長】 ありがとうございます。そういう意味では、まさに今、いろいろな角度からご意見があったわけですが、そこをすり合わせるのがこの検討会の大きな務めであろうかと思います。ありがとうございます。

青山委員、いかがですか。

【青山委員】 私は、初回ですので意見を述べるというよりも感想的な発言になります
が、消防の皆様方の恩恵を受けている住民の1人であり、たまたまマスコミの立場にあり
まして、消防の皆様方の現場とか、消防学校も含めて見せていただき、住民の安全安心を
守るために大変意識高く働いていらっしゃる皆様方に感服をしている1人でして、ぜひ使
用者の方もそうですし、消防職員の方と、それから住民の皆さんたちにとって決してこれ
から弊害が起こることがないようないい形にまとめていただきたいなというふうに思っ
ているところです。

先ほど、三浦委員から危惧のお話がありまして、それは万が一にもそういうことがあつ
たら、住民にとっても大きな損益となりますので、そういうことについてほんとうに起こ
るのかどうかとか、それから、起こらないようにするためにはどういう形があるのかとい
う検討~~ですとか~~が必要だと思います。それから、先ほど迫委員がおっしゃられたそういう
現状があるのであるならば、それを解決するための方策というのは何なのかというところ
を見極めていきたいと思いますし、また、それが団結権の付与という形にどう結びついて
いくのかということについて、やはり住民の人たちにもきちんと理解ができるような、そ
ういった説明の仕方をこれから工夫していただ~~いというか、仲間に加わっていければとい
うふうに感じました。~~く必要があると感じました。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。青山委員には、ある意味、専門家がそろってい
るわけですがけれども、思い切って、いい意味で素人の立場からいろいろとご助言いただ
けたらと思います。

それでは、吉川委員、いかがでしょう。

【吉川委員】 私も多分、素人その2でございまして、先生方は法律の専門の方が多い
かなと思うんですけども、私は心理学ですので、実際にそういうことが起こるのかとい
うような話は興味を持ってお聞きしました。例えば、先ほどから懸念されている項目とし
て「上司と部下との対抗関係をもたらし」というところがあるのですが、心理学の
立場から見ると、上司と部下との対抗関係をもたらしのは権利があるからとか組合がある
からというよりも、もっと別の要因が働くことが多いと思うので、これがただちにそうい
うふうになっているかどうかかわからないわけですね。先ほど、海外の事例を調査される
というふうにお聞きしましたので、もし可能であれば、実際に上司と部下との対抗関係をも
たらししている例があるのかとか、あるのであれば、それはほんとうに権利があることによ

って生まれているのか、それとも別の要因なのかというのはお聞きできれば、私も勉強できるかなと思います。とはいえ、勉強しに来ているわけではないですけども、勉強した上で貢献を考えることができると思いました。

仮にそうでないとすると、ここは検討委員会の議論の範囲内でないのかもしれませんが、権利を付与された上での権利の生かし方というか、使い方という言い方はおかしいのかもしれませんが、先ほど迫委員がご指摘になられたような、どのように生かしていくのかというところの議論もお聞きしたいなと思って伺いました。

ありがとうございました。

【小川座長】 ありがとうございました。今の点、もし調査可能であれば、ちょっと難しいかもしれませんが、努力だけさせていただきたいと思います。

それでは、座長代理をお務めいただきます辻委員からお願いしたいと思います。

【辻委員】 このお話をお引き受けしたときから、非常にやりがいもあるけれども難しい委員会じゃないかと思っております、きょう、いろいろご意見お伺いしまして、やっぱりなかなか大変な問題だなと思っております。

私は専門が行政学でありまして、法律の議論もさることながら、実際の法律が現場にどういう影響を与えているかということに非常に興味があります。したがって、今回のこの議論の中でも幾つか議論がありましたが、やっぱり消防職員の団結権を制約してきたということが、可能な限り今までの日本の消防職員の勤務条件や消防活動の整備水準、こういうものにどういう影響を与えてきたのかというのは、なるべく客観的に見ていく。そのことが、もちろん技術の問題と権利の問題は別ですので、単純にこれを重ねる議論はできませんけれども、これから法律の話をしていく上で、それをまとめる上でも鍵になるのではないかと思います。

その観点からしますと、きょう皆さんの話を聞いていて私が思ったのは、まず端的に言って、今、代替で設けられている消防職員の委員会制度、それから職員の協議会、これが現実問題でどういう活動をされていて、どういう性格があって、どういう課題があるのか、その状況をよくご協議いただきたいというのが第1点です。

それから第2点目は、現実問題で、消防職員の勤務条件ですね。もちろん給与とかその問題もありますけれども、迫委員の提起がありましたが、いわゆる安全面なんかも含めて、どういう勤務条件にあるのかと。今までどちらかというと消防本部別にどうなっているかという資料はよく日本の国内で見たのですが、今度は国際比較になりますので、すべての

国というのは無理で、幾つかどうしても国際比較をされるときに、その職員の給与水準なり勤務条件なり、幾つかでもいいので、なるべくわかる範囲で比較ができれば、今後、議論の参考になるんじゃないかと思いました。

3点目は、結果的には、団結権を認めるかどうかということは最終的に消防力の活動にどれだけプラスになるかということが最終目的になりますので、いわゆる消防力の整備水準ですね。これは日本国内の消防本部別にどうなっているかというのは随分今まで広域化の中でも見てきたのですが、改めて世界の中で可能な限り、あまり広範にやる必要はないと思うのですが、ちょっと見たらどのぐらいのものなのか、単純に言えばどのぐらいの消防力の水準で、どのぐらいの給与を世界のもらっていることになっているのかなと。これを労働制度とある程度見ながら、議論を整理できたらいいのかなと思いました。

それから、最後に、団結権を認めるといった場合に、私が一番大きな課題だと思っているのは、どういう理屈を最終的につけるかということだと思うんです。今までの政府答弁を間違いだったと言うのは、ある意味では一番簡単な総括なんですけど、政権が変わると答弁が変わると、また政権が変わったら変わるんじゃないかと。私も公務員だったから思うのですが、公務員にとって一番嫌なのは、やっぱり不安定なんです。安定的な勤務状況を確保できるというのが公務員にとって非常に重要な案件になるので、仮に今まで、単純にいうと警察と同じだからとやってきたときに、これを認めるとなった場合に、どういう認め方をして、どういう理屈をつけるのかということは、最終的に大きな課題じゃないかというふうに思いました。

以上4点でございます。

【小川座長】 ありがとうございます。大変重要な整理をしていただいたなと思います。

なお、あと10分、15分ぐらい、ご自由にご討議をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。三浦委員、どうぞ。

【三浦委員】 我々、消防職員の立場から、その立場の中でも私の立場、あるいは迫委員の立場、それぞれあります。また、自治労の方々の立場というのがありますが、実は、消防という部分については、60年間かかってほんとうの意味で市民権を得てきたと思っております。長い長い歴史の中で市民権を得てきた。その1つの大きなキーワードは、実は市民と協働して、市民とのコラボレーションの中で、消防職員は、ほんとうに勇気を持って、いざというときには人命救助をするという評価を得てきた。

そういった中で、一般市民の意識も一般の公務員とは違った目で見えていただいていると

思います。その部分が崩れてしまいます。例えば職業の人気ランキングとなったときに、ありがたいことに消防職員は、迫委員のおっしゃっていることは事実でございまして、決して素晴らしい庁舎の中で、素晴らしい勤務環境の中で、素晴らしい勤務条件の中で業務しているわけではないのに、職業ランキングでは常に1位になっている。やはり市民の目線、国民の目から消防というものをもう一度見ていただいて、その中でいろいろな権利の部分、端的に言えば一般公務員と同様に広げていったときに、消防という60年の歴史がどのように市民の目から変わってしまうのかというのが、これも我々の立場にとっては一番大事なことでございます。

それともう1つは、大は東京消防庁、これは世界でも有数のところから、迫委員がおっしゃったように、ほんとうに小さな消防本部まで、千差万別の消防というひとくくりの中での議論というのは非常に難しいかと思しますので、その辺のところについてももう一度、事務局のほうで、消防の組織別の実態がどのようになっているかというデータ、入っているのかもわかりませんが、お願いしたいのと、それともう1つは、消防職員委員会、これは消防職員の勤務条件とかそういったものを改善するには、素晴らしい切り口で、我々消防を管理している者にとっては、ほんとうに一生懸命やってきました。しかし、そこにも温度差があることも事実でございます。その辺のところも、この委員会の中でまた違った角度であぶり出していただいて、あるべき議論をしていただきたい、このように思っております。

以上です。

【小川座長】 どうぞ、岡本委員。

【岡本委員】 言い合いするつもりはございませんが、消防職員は一般の公務員と違うという話がございましたけれども、じゃあ逆に、消防職員は警察の職員と一緒にであるとか一般の人が見ているかといえ、これはまた違うというふうに思っていると思います。

【小川座長】 どうぞ、迫委員。

【迫委員】 先輩の発言の後を継ぐわけじゃないんですけど、事務局に聞きたいのですが、過去を振り返って、いろいろな国会発言がありますが、それを行政実例としてきちんと整理して考えなければならないのではないかとということなんですけど。

警察と消防が一緒と言われる中身もいろいろあるのですが、実は、私の資料の中で、昭和23年の消防組織法が制定される際の国会答弁があります。その国会答弁の中に、警察を純化して、消防は、徹底した民主化及び地方分権の趣旨に従い、全部市町村の責任に移

しましたと。徹底した民主化と、そして地方分権という言葉が戦後、昭和23年に出ているんですね。その流れの中でいくのであれば、警察と消防はまず別なんだと。この民主化によって、私は市町村の責任で発展した過去の経緯があると思っています。

その中で、今言われる、ここに来て消防職員は警察の一部なんだと言われるのか。非常に消防職員として遺憾に感じる部分というのは、私らは、じゃあ、団結権が来たら、そんなに上司にかみつかないかなのかと。そんなやったら、我々の使命と宿命は一体どこにあるんやと。

全国消防職員協議会には10%しかいませんけど、私ども大牟田の消防には「署団一致」という言葉があるんです。この言葉を生み出したのは職員側です。消防団と消防職員一緒にやりましょうやと、そういう言葉を生み出しながらやるのは、柔軟性のある職員側でないとまず不可能だと思います。

そういう意味合いをもっても、団結権を与えて、いや、これはだめだという懐より、消防長は大きい懐の中で、おまえたちは協議してもっといい政策をこっちに持ってこいと言うぐらいの幅広い、いわゆる器の中で消防職員を成長させたらいいんじゃないかと、私はそう思っています。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。

【木村委員】 私は電力職場出身でございまして、消防署さんとは現場では非常に連携をとって、火災が起きれば緊急車両を配備して、現場では消防士さんの指示に従って、配電線の保護だとか、切断だとか、二次被害が起こらないようにするわけです。こういう作業をする人たちも、やはりものすごい規律がありまして、これも管理職ではないのですけれども、班長さん、そしてその下の主任、部下という連携のもとに規律をもってきちんとやらないと、感電事故などが結構ありますので、そういう危険の中でやっている。しかし、彼らは我々の組合員で、きちんと団結権どころか、争議権まで全部持っている。

ただ、電力の場合は、大先輩が昔、90日ぐらい電源ストをやって、それから争議権の方法については制限されるスト規制法というものがつくられて、電源をストップしたり、供給を停止するようなストは日本はできないことになっております。組合があることによって非常に会社の目的意識だとか指示がきっちり、逆に伝わっていくと。交渉によって伝わっていくということで、これは労使ともに認めておりますので、私の話がうそだと思っ

たら、当該の委員長と東電の社長を呼んで聞いていただいても結構でございますので、一言だけ申し上げておきます。

【小川座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。どうぞ、青山委員。

【青山委員】 まだ先のことですが、消防本部や消防本部の業務実態を視察できるということで、これは大きく期待をしているわけですが、この設定の仕方がちょっと難しいのではないかなと思っていまして、うまくいっているところと、それから、それほど進んでいないところとか、いろいろなバリエーションで見せていただきたいのと、それから、使用者側の方の意向が反映されてしまうような視察ではなくて、現場の職員の方の生の声が聞けるようなお膳立てをぜひ工夫していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

【小川座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。初回にもかかわらず、ほんとうに闊達なご議論をいただきました。改めて各委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。三浦委員ご指摘の消防職員の信頼感というのは非常に印象に残る言葉でした。私なんかは、選挙をやっている政治に携わっている者ですから、選挙のときによくいろいろなことを申し上げるのですが、過去、ある世論調査を目にしまして、どうも世の中で最も信頼度の高い職業が消防士ということで、80%ぐらいの国民の方が消防士さんを信頼していると。まさに命がけで現場に飛び込んでいかれる、その姿そのものを反映したものだと思います。ちなみに、政治家を信頼しているという国民が2%ぐらいいらったそうでありまして、まさにここが日本の最大の構造問題なんじゃないかと思いながら議論をお聞きしておりました。

それで、きょうのところは自由にご討議をいただき、ある種の問題提起なり論点整理ということをしていただいたわけですが、これから少ししんどい局面ですけれども、理詰めである程度共有できる議論にしていかなければなりません。全国15万人の消防職員の方が、おそらくかたずをのんで見守る検討会でありますし、全国で働いておられる方にも影響するお話でございます。

そこで、少しお願いをしたいのですが、団結権を与える、与えないという表現がきょうもちろほら出てまいったわけではありますが、まず基本的な認識として、ぜひこの検討会で共有いただきたいのは、勤労者が団結をして、使用者側とできるだけ対等な形で協議をし、

交渉していくというのは、近代労働法制の編み出した社会の基本的なインフラでありまして、むしろ基本は、労働基本権というのは万人に付せられた、基本的な人権に等しいものであるという認識だけはやはり共有した上でスタートをさせていただきたいと思っております。

しかしながら、さまざまな公共の要請から一部の方については制約されていると。そこをどう考えていくかという順番では、ぜひ共有させていただきたいなと、座長としてお願いを申し上げたいと思います。

これから理詰めの議論に入りませんと、立場が異なる人、利害が異なる人同士の議論ですから、理詰めでしっかりと論理的な話をしていきませんと、最終的に共有できる成果につながりません。そこをぜひ、それぞれのお立場でお願いしたいわけですが、特に、きょうお聞きをしております、非常に印象的なご見解が、ここは労使団交の場でないわけですが、例えば三浦委員のおっしゃった、団結権ということが万に一つもチームワークを乱すということにつながってはいけないという立場からのご発言がございました。それはほんとうにそうなのかどうか。あるいはそうであるとすれば、それはなぜなのか。その論理立てといいますか、理詰めをぜひ次回以降お詰めをいただけるとありがたいなと思いました。

一方の迫委員のご発言の中でこういうご発言がありました。団結権があれば、仲間の命を失わなくて済んだのにと、大変心情的には訴えかけるご議論でありましたが、そこも一度ほんとうにそうなのか。そうであるとすればそれはなぜなのか。全員で共有できる議論として、ぜひ、いま一度詰めていただけるとありがたいなと思います。

それから、これは事務局のほうにもお願いしたいと思うのですが、今の消防職員委員会なり消防職員協議会ですね、これが今、所与のものとしてあるわけでありまして、団結権が付されることは今の時代と何が具体的にどう変わるのか、あるいは変わらないのか。これも理詰め議論になりますが、そこもぜひ次回以降に向けて、法制的な観点も含めて整理をお願いをできればなと思います。

それから、川田委員のご発言で少し気にとまったのですが、今、1つの市でこの消防職員の団結権が話題になっているが、それ以外では聞かないというご発言がございました。ここはもし具体的にもう少しご紹介をいただけるとすれば、次回以降ぜひお願いしたいなと思います。

それから、今後は国際比較ということも1つの大きな論点になるのかなと思いますが、き

ようのさまざまな、それぞれのお立場からほんとうに有為なご議論をいただきましたことに心から感謝を申し上げますと同時に、また次回以降、より実り多い機会にさせていただきますことをお願いを申し上げます、ひとまずこの第1回目はお開きとさせていただきますと思います。

【丸山公務員課長】 今後のスケジュールにつきまして事務的にご説明を申し上げたいと思います。資料2を配付させていただいておりますので、簡単にごらんいただきたいと思います。

きょうは第1回でございますけれども、早速活発なご議論をいただきましてありがとうございました。次回、第2回は2月下旬を予定しております。今回の議論に引き続きまして、今後の検討課題等についてご議論を重ねていただきたい、フリートーキングでございます。きょうも随分ご議論いただきましたので、事務局といたしましても、本日の議論を論点的に整理したような資料を考えてみたいと思います。また、それをもとにして議論を重ねていただければと思います。

3月から5月にかけて、消防本部、消防署の業務実態について現地視察、意見交換を予定しております。青山委員からも、よく実態がわかるようにということでございましたので、工夫させていただきたいと思います。関係者、関係団体のヒアリングも2回程度、幅広くご意見を伺う機会を考えてございます。

それから、夏でございますが、それまでのヒアリングや意見交換等を踏まえまして、論点整理をさらに進めていきたいと考えています。2回程度でございます。

そして、秋ごろを目途といたしまして、検討会としての検討結果をおまとめいただければありがたいと思っております。

おおむね会合の開催は基本的に月1回程度、現地調査等を除きますと、各2時間程度でございます。非常にタイトな日程だと思っています。皆様方、お忙しいと思いますが、ぜひご協力をいただければ幸いです。

【小川座長】 今のスケジュールを含めて、特段何かございましたら。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして第1回の検討会を終了させていただきます。ご協力、まことにありがとうございました。